

2019年10月1日から

児童発達支援、保育所等訪問支援等の 利用者負担が無償化されます

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)
は引き続きお支払いいただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する
場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用のサービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。



問い合わせ先：大井町 介護福祉課

TEL: 0465-83-8024